住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

住居確保給付金

支給対象（現行）

・離職・廃業後２年以内の者

拡大後

・離職・廃業後２年以内の者
・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

対象者　離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間　原則３か月（求職活動等を誠実に行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

支給額　（東京都特別区の目安）単身世帯：53,700円、２人世帯：64,000円、３人世帯：69,800円

支給要件

○ 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12＋家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと
(東京都特別区の目安)単身世帯：13.8万円、２人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

○ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額）(東京都特別区の目安)単身世帯：50.4万円、２人世帯：78万円、3人世帯：100万円

○ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

等

● **お問い合わせ・お申込み**は
お住まいの市町村の自立相談支援機関まで

全国連絡先一覧　https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf